
プロジェクト 排出量取引制度に係る会計上の取扱い

項目 第 182 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 182 回実務対応専門委員会（2026 年 10 月 15 日開催）において聞かれた意見をまとめたものである。

適用措置及び経過措置

2. 適用措置及び経過措置について実務にも配慮されており、事務局提案の方向性に賛同する。
3. 適用初年度の期首時点に市場価格は存在しないため、適用初年度の期首より前の期間における影響額の算定に用いる単価の取扱いについて明確化した方が良いと考える。
4. J-クレジット等の無効化により適用初年度中に前年度の排出実績量に変動が生じ得る場合の、適用初年度の期首より前の期間における影響額の算定の考え方が示されると良いと考える。
5. 排出実績量が無償で割り当てられた排出枠の数量を下回る場合に計上する排出枠の資産の額は、通知日の市場価格により算定することとされているが、初年度に係る排出枠の割当てと保有義務量の通知が同時に行われる 2027 年 11 月 30 日に市場価格が存在するか、懸念がある。
6. 3 月決算会社における適用初年度の翌年度の第 1 四半期及び第 2 四半期における比較情報は、適用初年度の期首より前の期間における影響額を期首剰余金に加減した後の数値となるか確認したい。
7. 2026 年 12 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用と定める場合、組織再編等で決算期変更により適用初年度が 2027 年 11 月 30 日を含まないこともあり得るため、2027 年 11 月 30 日を含む連結会計年度及び事業年度と定める方が良いのではないかと。

実務対応報告公開草案の文案の検討

8. これまでの審議の内容が概ね反映されており、文案の方向性に賛同する。
9. 文案の第7項では引当金の計上日時点の排出枠の市場価格を用いることとされているが、再測定の要否が明確でない点を懸念している。
10. 文案の第7項の割当以外の方法により取得した排出枠を優先して償却に充てるとの記載と、BC38項の償却時の排出枠の払出しの順序に関する記載は整合的ではないように読めるのではないかな。
11. 文案の第11項の排出実績量が無償で割り当てられた排出枠の数量を下回ることにより通知日に利益及び資産を計上する場合で、無償で割り当てられた排出枠を売却した際の仮受金等の負債が計上されているときの取扱いについて、無償で割り当てられた排出枠を売却した数量よりも余剰が生じた数量が小さい場合に仮受金の一部が取り崩されないこととなる。義務付きの資産を売却した場合に仮受金で処理するとの理解の下では、償却日に義務から解放されることとなるため仮受金が計上され続けることに違和感がある。
12. 文案のBC19項に排出枠を市場から調達することにより保有義務を充足することを前提とした旨の記載があるが、市場価格が参考上限取引価格を超えて変動する場合には市場価格で測定した額が最善の見積りであるか議論となり得るため、見積りの考え方が結論の背景に示されていると実務に役立つ可能性があると考える。
13. 文案のBC20項の「当該時点までの排出の進捗を加味して配分した金額」との記載は、第6項の「当期の負担に属する金額」の算定方法を規律しているのであれば、本文に記載した方が良いのではないかな。
14. 文案のBC58項の企業会計原則注解（注18）に基づく引当金の計上は要しないとの記載を、本文ではなく結論の背景に置くことには賛同するが、表現を少し弱めることや「引当金の金額が確定できないため」等の記載を追加することも考えられるのではないかな。

以 上